

●提言

増税なき財政再建へ

無利子国債の発行を提言する

山本 清

(九北会・税理士)

一、はじめに

六十年年度の国の予算によれば、六十年年度末の国債発行残高は、百三十三兆円に膨れ上がり、国債費は十兆円を超え、社会保障費を押しつけて歳出のトップに躍り出ている。

一方、歳入の方は、歳入合計五十二兆円のうち税収は四十兆円に満たず、赤字国債、建設国債合わせて約十二兆円の公債金収入により、埋め合わせをしなければならぬ。租税収入の中心である所得税が約十五兆円、法人税が約十二兆円であるのに対して、国債費の十兆円強が財政の大きな重荷になっているのは明らかで、六十年度も償還のた

めの借り換え債を含め二十兆円以上の国債を発行しなければならぬ。

民間の企業であれば借入金金は通常、営業収入の三カ月分以下で、支払利息も二割以下が健全企業の目安であり、営業収入の五カ月以上の借入金、支払利息で三割を超すと危ない企業とマークされる。

国家財政の現状は、企業で言えば、営業収入の四十カ月分の借入金があり、支払利息は営業収入の二五割超にまで達していることになる。

このように極端にまで悪化した財政を再建するには、①大幅な歳入の増大か、②大幅な歳出の削減を図るしかない。

①歳入増としては、税収の自然増及び増税、国債増発が考えられ、②歳出減としては、一般歳出の抑制及び国債費の削減が考えられよう。

このうち国債増発をして財政投資を拡大し景気回復により大幅な税収増大を図るとの議論もあるが、これは債務者利益を期待するイフレ待望論者ならともかく、安易な国債増発は財政をますます破局に導く元凶と厳しく排除しなければならぬ。

行政改革をはじめとして、歳出全般にわたる節減合理化を行うことにより、一般歳出を抑制していけば、増税を行わずとも税収の自然増により財政再建は達成されるという議論がある。政府も「増税なき財政再建」を公約として掲

げている。

しかしながら一般歳出を抑制するとした場合、一般の諸経費を抑制するだけでは限界があり、一般歳出増大の最大の要因である社会保障費を抑制せざるを得ない。

大蔵省が提出した「財政の中期展望」によれば、国民が社会保障費をはじめとする公共サービスの充実を望み、一般歳出を伸ばすとすれば、税の自然増収だけでは財政再建は達成できないとされている。

後年代の負担増の元となる国債の発行を抑え、財政を再建するために、又、増大する社会保障費等の確保のためには、西欧先進諸国に見られるような大型間接税の導入など、増税が不可避であるという結論に導かれるのであろうか。

財政再建をめぐるこれらの議論で共通しているのは、膨大な国債に対する利払いは、やむを得ない歳出であるとの前提で行われている点である。

もし、国債費の歳出が大幅に削減できるとすれば、話は根本から変わってくる。

例えば、民間会社で、財政的に行き詰った場合、利息の棚上げや増資によって債務を解消すること等が行われる。

国家財政の場合でも、例えば、国家財政再建基金といった基金を設立して、国民一人当たり百二十万円程度の出資金を集めれば、赤字財政は一挙に解決する。

利率の低い国債を発行するのも一つの方法である。

従って、「今期は予想以上に利益が出た。このままでは利益の大半を税金に持っていかれる。来期以後の見通しははっきりせず、将来のため内部留保しておきたいが、何とか税金のかからない方法はないだろうか」というのが大方の納税者の要望である。このような要望に対して無利子国債はピッタリである。

余裕がある時は無利子国債を購入して内部留保を行いなから節税し、不況の時にこれを取崩して事業資金として活用すれば良く、その時点まで法人税等は課税されない。

このような制度が発足すると、法人は無利子国債の購入に走り、法人税等を納める者がなくなるのではないかと危惧するむきもあるかも知れないが、そうならば誠に結構なこととで租税収入の何倍もの歳入増となり、財政再建は数年のうちに達成されてしまう。

一方、法人にとって、無利子国債を購入して内部留保を厚くすると言っても、手許で自由に運用できる資金は、かえって少なくなるので、例えば銀行借入金や社債等で多額の設備投資を行っているような場合、負債返済のため利益が出たからといって無利子国債を購入することが困難なことがある。

又、無利子国債を購入して節税するよりも法人税等を支払っても活用できる資金の多い方が企業にとっては有利だという場合もあろう。

いずれにせよ、無利子国債を利用するか否かは、法人自体の判断に委ねているのがこの制度の特徴である。

三、個人向けの無利子国債の例

最新刊

税理士の職務と責任

税理士は租税正義を基礎に、租税法を法律としての視点から正しく解釈し、納税者に適正な納税義務を課せざるをえない。本書は申告納税制度と税理士制度を関連づけつつ、法律家としての税理士の職務と責任を説く。

●税理士制度の本質 ●税理士の使命 ●税理士の職務 ●税理士の責任 ●税理士の報酬 ●税理士の地位 ●税理士の対抗 ●法律家としての税理士のあり方 ●社会から期待される税理士の姿 ●著者紹介(松沢智著) 発行所(税務) 税務

松沢 智著 一期待される税理士像を求めて

定価二、二〇〇円

租税法の基本原則

松沢 智著 (大改訂版)
租税法の基礎的な原則をわかりやすく解説する。税理士、税務担当者、経営者、学生など、税に関心のあるすべての人にとっての良書。税理士の職務と責任と関連づけつつ、法律家としての税理士のあり方を解説する。税理士の使命、職務、責任、報酬、地位、対抗、法律家としての税理士のあり方、社会から期待される税理士の姿、著者紹介(松沢智著) 発行所(税務) 税務

租税実体法(増補版)

松沢 智著 (大改訂版)
租税法の基礎的な原則をわかりやすく解説する。税理士、税務担当者、経営者、学生など、税に関心のあるすべての人にとっての良書。税理士の職務と責任と関連づけつつ、法律家としての税理士のあり方を解説する。税理士の使命、職務、責任、報酬、地位、対抗、法律家としての税理士のあり方、社会から期待される税理士の姿、著者紹介(松沢智著) 発行所(税務) 税務

租税争訟法

松沢 智著 (大改訂版)
租税法の基礎的な原則をわかりやすく解説する。税理士、税務担当者、経営者、学生など、税に関心のあるすべての人にとっての良書。税理士の職務と責任と関連づけつつ、法律家としての税理士のあり方を解説する。税理士の使命、職務、責任、報酬、地位、対抗、法律家としての税理士のあり方、社会から期待される税理士の姿、著者紹介(松沢智著) 発行所(税務) 税務

中央経済社

101/東京・千代田・神保町1-31-2
tel. 293-3381/振替(東京)0-8432

個人の場合も法人と同様に、無利子国債を購入した場合、それを保有している間は所得税等の課税を猶予する。

例えば、年収千五百万円ある納税者が、自分は生活費等として一千万円あれば充分なので五百万円は将来のために無利子国債を購入するとすれば、その年は残りの一千万円に対してだけ所得税等が課税される。将来収入が少なくなった時や、その他、必要に応じて無利子国債を取崩した時点で、その年分の収入と合算され、所得税等が課せられることになる。

但し、法人税の場合と異なり、所得税の体系は複雑な構造となっているので、課税の猶予をどのような形で行うか検討を要するが、所得税の収入形態の多様性から考えて、必ずしも一つの方式に固定する必要はないと思われる。

具体的な例として次のような方式が考えられる。

(1) 事業を行う個人に対しては、法人と同様に、無利子国債を引き受けた金額の範囲で事業所得等の必要経費に算入し、取崩した時点で総収入金額に算入する。この場合、納税者は余裕がある時は無利子国債を購入して内部留保を行いつつながら節税し、不況の時に備えることができる。財政としてはこの間、租税収入以上の歳入が確保でき、財政再建に役立つ。

(2) 一般の個人に対しては、現行の厚生年金や国民年金等の公的年金の上積みと見做して、長期(例えば十年)据置

きの無利子国債を発行して、これを購入した場合は、社会保険料と同様、所得控除に含めることとして、中途解約の場合は雑所得に含め、償還期限後の解約は公的年金の収入金額とする方式である。

今年、五十九年分所得税の高額納税者の公示の際に、高額納税者として上位にランクされた若い漫画家の「これだけ税金を払えば、老後の面倒は国がみてくれますか」とのコメントが報道されていたが、まさにその通りであって、現行の税法では税金は取られればなしで将来のことは何の保障もない。

たしかに無利子国債を購入した方が手許に残る自由な金は少なくなるが、国家財政の困窮解消に役立つ上に、将来の保障を自らの手で確保することができるという点で国民の多くの支持が得られるものと思われる。

四、贈与のための無利子国債の例

いままで述べた例は法人又は個人の所得に対する無利子国債の利用例であるが、個人の資産に着目した無利子国債の利用はないものであろうか。

日本国民は、貯蓄性向が非常に強く、個人の貯蓄残高は四百兆円を超え、世界でもトップクラスである。

この膨大な余裕資金を活用して国家財政の再建に導く方策として、法人や個人の所得に対する無利子国債とは別に、贈与、相続のための無利子国債を発行することが考えられる。

所得に対する無利子国債は、原則として他人に譲渡できず、課税の猶予を受けている当人が償還するのに対し、資産の贈与、相続のための無利子国債（資産用無利子国債と略す）は、購入者と償還者とが異なることがあり得る点に特徴がある。

具体的な例としては次のような方式が考えられる。

(1)個人が資産用無利子国債を購入して贈与した場合、贈与を受けた個人は、この国債を保有している間は、贈与税は課税されず、これを償還した年度において贈与を受けたものと見做して贈与税を課税する。

(2)土地や株式等の資産の贈与を受けた個人が贈与税を納めるかわりに、資産用無利子国債を引き受けた場合、引き受けた国債の金額相当は贈与がなかったものとされ、この国債を保有している間、(1)の場合と同様、贈与税は課税されず、償還した年度において贈与税を課税する。

例えば、相続税対策として一人につき千二百万円ずつ一度に子供や孫など家族に贈与することを例にとると、現行法では、一人につき約五百万円の贈与税がかかることとなるが、資産用無利子国債を購入して贈与すれば、当面の贈

与税は課税されない。贈与を受けた者は毎年六十万円ずつ二十一年間に亘って償還すれば、贈与税は支払わずにすむ。

一方、国家財政としては、償還が終るまでの二十一年間に、利付国債の利率を七パーセントとして、一人当りにつき国債費八百四十万の節約となる。

次に、土地や株式等の贈与を例にとると、贈与を受けた資産の評価額が仮に千二百万円とすれば、現行法では約五百万円の贈与税を支払わねばならないが、無利子国債を千二百万円購入すれば、当面贈与税は支払わなくて良い。

通常、相続税対策のための贈与は、資産の多い者から少ない者へ贈与するのが一般的なので、贈与を受けた方は、国債を購入する資金に乏しいと考えられ、借入金により無利子国債を購入するとすれば、結果として国債の利息を個人が肩がわりしたことになる。

このような贈与税の課税の繰り延べ制度の納税者側のメリットは、相続及び相続税対策のための贈与が、安心かつ確実に実行できることである。

現行法においても、相続及び相続税対策として連年贈与を行えば、ある程度、目的は達成されるが、相続開始が予測できない以上、確実に相続税対策を実行することはできないという欠点がある。

一方、財政の方からみると、現行法において、毎年六十万円ずつ贈与が行われた場合、財政上何のプラスもない。

無利子国債制度の場合、相続税の節税を保障する代償として、無利子国債の運用益を享受することができる。

即ち、将来いつ発生するか不確実な相続税を先取りするという効果がある。

とかく、争いの基となり易い遺産の相続を確実に行うために、資産用無利子国債制度は、納税者に歓迎されるはずである。

現行法では高率の贈与税のため、生前贈与をためらうような場合でも、資産用無利子国債を利用して当面贈与税が課税されないとなれば、思い切った高額の贈与も行い易くなる。

一方、贈与を受けた方も、無利子国債を一度に取り崩すと高率の贈与税の負担がかかるので、そう勝手に処分することはできず、贈与をする親の立場から見ると、早々に生前贈与をしたため、子供達が無駄遣いをするといった心配がない。

このように、贈与税の課税猶予制度は、資産家の心理を巧みに突くことができ、一般に把握が困難といわれる個人の金融資産等、いわゆる不表現資産を、無利子国債に転換させ国家財政に貢献するという長所をもっている。

五、相続税のための無利子国債の例

相続税の場合にも無利子国債制度を利用した課税の繰り延べ制度を導入することができるであろう。

例えば、遺産相続が行われた場合、相続税を一時に納付する代りに、無利子国債を引き受けた場合、引き受けた国債の金額相当額は遺産相続がなかったものとされ、相続税は課税されず、この国債を償還した時点において贈与税の課税対象とする。

例えば、法定相続人が三人で純遺産総額が六千八百万円であった場合を例にとると、本来なら相続税は六百六十万円である。この場合、相続人一人当り千二百万円ずつ無利子国債を購入するとすれば、三人分で三千六百万円は遺産総額から控除することができる。従って相続税の課税の対象となるのは、六千八百万円より三千六百万円差し引いた三千二百万円となり、ちょうど相続税の基礎控除額と同じになるから、相続税は課税されないことになる。

即ち、相続人は一人千二百万円ずつの無利子国債を購入することにより、相続税六百六十万円を納める必要がなくなる。その代り相続人は、無利子国債を償還した時点で贈与税を納めなければならないが、毎年六十万円ずつ二十一年間に亘って償還すれば贈与税も支払わずにすむ。

この間、国家財政としては、先の贈与税の例と同様、一人当り八百四十万円、計二千五百二十万円の国債費の節減となる。

六、結語

以上の例のほかにも無利子国債を利用して、財政再建に役立つ方策は種々考えられるであろう。その中でも課税の繰り延べ制度と結びつけた無利子国債制度は、次に示すような多くの特色を持っている。

(1) 基本的に現行の税法の仕組みに則ったものであること。現行法通りの税金を納付するか、無利子国債を購入し課税の繰り延べを図るか、その選択は納税者に委ねられている。

従って、この制度が実施されることにより実質的に歳入が増加したとしても、増税には当たらない。

(2) 課税の繰り延べといっても、実際は歳入の先取りであ



る。

見方を変えれば、先に余分の納税を行っており、償還のときに精算し、返還を受けると見ることもできる。

現行の特別措置法等による課税の繰り延べ制度とは逆で、納税者優遇との批判は当たらない。

(3) 所得税の場合、現行法では原則として年度ごとに所得を把握し、超過累進税率により課税される。それ故、平均すれば同じような所得であっても、毎年、安定した所得があつて、所得の変動の少ない方が、所得が不安定で変動が大きい場合より、所得税の負担が少ないという矛盾がある。本来ならば、平均して同じ所得であれば、租税負担は同等であるべきである。

無利子国債制度を利用すれば、年毎の所得の変動が平準化される結果、税負担の不公平が緩和される。



本場南部鉄器

イワチュウ

岩鑄

本社
盛岡市松尾町2の10(岩鑄ビル)
電話 0196 720141~4

(4) 現行の所得税、法人税においては、租税の負担能力を

収入金額より必要経費等を差し引いた「所得」に着目し、「所得」を余裕金と見なして課税をしている。従って、同じ収入があつても、経費を多く支出した方が租税負担が少なく済む。「どうせ大半が税金に取られるなら使っちゃえ」といった支出でも「必要経費」と見做されるのである。

それ故、来たる冬に備えるアリよりも、腹いっぱい消費して、冬になったらアリの所に駆け込むキリギリスの方が納める税金は少なくてよい。このような税の仕組みが、必要経費を認められていないサラリーマンの税に対する不公平感を募らせる大きな要因となっている。

無利子国債制度を利用すれば、節税のための浪費は抑制され、余裕が生ずれば将来に備えて無利子国債を購入すれば良く、現行税法のようなアリ型人間が損をするといった矛盾は解消される。

(5) 個人所得に対する無利子国債制度において、「個人所得のうち、個人消費等に必要な部分を留保し、残り無利子国債を購入し、個人所得が不足な場合はこれを取り崩す」ということは、「個人の所得を、一旦全額国庫に納付し、個人消費等、必要に応じて国庫より引き出す」との同じことである。

いわば、個人所得に対する無利子国債制度は、「働きた

理想郷に一步近づいたものといえる。

従って所得税等は、個人の所得に対して課せられるのではなく、個人の消費水準の高さに応じて負担することになる。

この制度の下では、所得税に対する重税の訴えは、個人の消費水準の高さを示す以外の何ものでもない。

(6) 余裕があれば、無利子国債を利用すれば良いので、特に高額所得者に対する重税感緩和されるので、無理をしてまで、所得隠しをする必要がなくなり、納税意識の好転することが期待される。

(7) 現行の利付国債制度は、国債を買う余裕のある個人や法人に対して、多大な利子の支払いを行っていることである。ある意味では所得の再配分に逆行している。

無利子国債の場合、庶民から集めた租税によって、資産家へ利払いを行うといった矛盾はなくなる。

又、無利子国債は、発行残高が増加しても利払いが不要なので、歳出の圧迫要因にはならない。国民が継続的に、無利子国債を利用する限り、償還も問題とならない。

現行の利付国債は「国家の借入金」の性格を持っているため、元本の返済、利子の支払いは後世代の負担となっている。

一方、無利子国債は「国家に対する出資金」の性格を持つものである。国民が財政再建のために拠出した出資金で

あり、国家財政が苦しければ、出資金に対する配当は我慢してもらえばよく、余裕が出れば減税、或いは福祉の充実といった形で配当を行えば良い。出資金は、個人の資力に応じて負担するものであるから、出資金の償還は出資者の交替にすぎず、余裕が出てきた後世代が当然負担すべきものである。

(8) 無利子国債制度は、現行の税法に則ったものであるから、特別の準備を必要とせず、すぐにも実施可能な上、国債の残高の管理は納税者ごとに行えばよいので、例えば、グリーンカード制度の場合のような大がかりな管理体制を整える必要がない。

法人の場合は、無利子国債の残高は、単に法人税申告書の別表に記載するだけで充分である。個人の場合は、法人の場合と異なり、必ずしも毎年確定申告をするものではないので、無利子国債を利用するものは確定申告義務を課すとか、何らかの手段を講ずる必要がある。

又、個人所得に対する無利子国債は、公的年金の上積み制度と考えれば、他の社会保険と一括管理する方が便利かも知れない。「個人所得は全額国庫に納付し、個人消費の必要に応じて国庫より支給を受ける」という社会保障の理を実現するためには、所得と社会保障とは、一元管理すべきであろう。所得と個人消費、将来の保障のための蓄積と社会保障とは、本来は切っても切れない密接な関係があ

るもので、所得及び資産は国税庁、社会保障は社会保険庁と別々なのは、適正な管理を行うという点では問題がある。

以上のように課税の繰り延べ制度と結びついた無利子国債制度は、多くの特色を持っているが、このような制度が実施された場合、果してどの程度利用されるであろうか。

原則的な課税の繰り延べの特典だけでは、無利子国債の消化に、限界があるようであれば、税の不公平が拡大されない範囲で、更に別の特典を考える必要があるかも知れない。

例えば無利子国債を償還した場合の取扱いにおいて、保有期間が十年未満の場合は全額課税対象とするが、十年以上の場合二分の一を課税対象とし、二十年以上保有した場合には非課税とする。このようにすれば、納税者は、無利子国債を十年、或いは二十年の長期保有することに努力するであろう。無利子国債を長期に運用することにより、直接税を徴収する以上に国債費が大幅に削減される。

歳入増加による財政緩和が、再び歳出の膨脹とならないよう、行政改革を推し進めてゆけば、増税なき再建は、無利子国債制度の活用により必ずや実現されるであろう。

無利子国債制度は将来の租税に対する考えを大きく変えるものである。具体化するには、いろいろ問題点が指摘されるであろうが、よりよい方法を工夫すれば、大方の納税者の支持が得られるものと信ずる。